

小鹿野町 令和8年度 補助制度等一覧



終点の先、秩父の秘境へ。

おがのまち

- 本資料は、令和8年6月1日現在の制度内容に基づき作成しています。
- 制度の内容は、予算の状況や法令等の改正により予告なく変更となる場合があります。
- 各補助金の申請には、「町に住民登録のある方」や「町税の滞納がない方」等の一定の要件や書類審査がございます。
- 補助金の申請受付は、予算の上限に達した時点で終了となる場合があります。
- 申請にあたっては、必ず町ホームページをご覧ください。各担当課にて最新の募集要項をご確認ください。
- 申請様式は、町ホームページからダウンロードしていただくか、各担当課にてご案内します。
- 不明な点や制度の詳細は、各担当課までお問い合わせください。

目次

01 住宅環境・移住・定住・・・・・・・・・・・・・・ 7

若者世帯マイホーム取得奨励金
マイホーム取得奨励金
若者の宅地確保売主応援キャンペーン事業
民間賃貸住宅家賃助成金
空き家改修補助金
空き家家財道具等処分補助金
空き家仲介手数料補助金
老朽空家等除却補助金
つなごう！ウェルカム女性ハッピー・ターン事業
移住就業等支援金
定住促進奨励金
住宅用太陽光発電・蓄電システム設置費等補助金
合併処理浄化槽転換費補助金
生活排水路整備事業補助金
危険ブロック塀等撤去・築造事業費補助金

02 結婚・妊娠・出産・子育て・・・・・・・・・・・・・・ 15

結婚妊娠子育ての相談機会提供・支援プログラム
早期不妊・不育症検査費助成
マイベビー支援事業
妊産婦健康診査費用助成
妊産婦栄養強化事業
遠方の妊婦健診・出産交通費等助成
新生児聴覚検査費用助成
妊婦のための支援給付
母乳ケア費用助成
おがの育児パッケージギフト
子育て支援金
児童手当
子育ておむつ券給付
紙おむつ用ごみ袋の支給
こども医療費支給事業
ひとり親家庭等医療費支給事業

03 教育・スポーツ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23

小中学校入学準備品購入費補助事業
就学援助費補助金
高校生等通学定期券購入費補助
漢検英検検定料助成（小鹿野未来塾）
スポーツ団体交流大会実施補助金
地区運動会開催費補助金

04 健康・予防接種・検診・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26

中学3年生インフルエンザ予防接種費用助成
男子HPV予防接種費用助成
高齢者インフルエンザ予防接種費用助成
高齢者等新型コロナウイルス感染症予防接種費用助成
高齢者肺炎球菌予防接種費用助成
高齢者等带状疱疹予防接種費用助成
大人の風しん予防接種助成
人間ドッグ受診補助金
生活習慣病予防健診費補助制度
がん検診費用助成
無料がん検診
無料骨粗しょう症検診
無料歯周病検診

05 医療・福祉・障害者支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33

アピアランスケア用品購入費助成事業
骨髄・末梢血幹細胞を提供したドナーに対する助成
障害児（者）日中一時支援事業補助金
在宅重症心身障害児（者）の家族に対するレスパイトケア事業補助金
心身障害者補装具及び日常生活用具交付等に伴う自己負担金助成金
重度身体障害者居宅改善整備費補助金
医療的ケア児（者）受入支援事業補助金
障害児（者）移動支援事業補助金
障害者自動車運転免許取得費補助金
身体障害者用自動車改造費補助事業
難病患者の通院に要する交通費補助金
福祉タクシー利用料金助成事業

障害者自動車等燃料費補助
障害者有料道路通行料割引
重度心身障害者医療費の給付
在宅重度心身障害者手当支給
身体障害者手帳交付に係る診断書料助成金
在宅酸素療法者濃縮装置利用補助金
民間障害者就労支援事業所補助金

06 防災・防犯・交通安全・・・・・・・・・・・・・・43

家具転倒防止器具設置助成金
防災行政無線戸別受信機の無償貸与
自主防災・防犯組織結成補助金
自主防災・防犯組織活動資機材等整備補助金
自主防災・防犯組織防災訓練実施補助金
消防団員準中型等自動車運転免許取得費補助金
防犯カメラ設置費補助金
自転車ヘルメット着用促進補助金

07 地域・コミュニティ・交通・・・・・・・・・・・・・・47

地域集会所改修事業費助成交付金
地域集会所整備事業補助金
にぎわい創出補助金
地域情報化推進団体支援事業補助金
辺地共聴施設維持管理費補助金
秩父地域運転免許証返納者公共交通利用券
高齢者等バス優待乗車券事業
選挙時における移動支援

08 商工業・観光・就労支援・・・・・・・・・・・・・・51

物価高騰対応水道多量使用事業者補助金
店舗・住宅リフォーム助成金
経営革新計画承認企業奨励金
中小企業資金借入利子補給
物価高騰対策緊急経営資金利子補給補助金
創業支援利子補給補助金
リノベーション創業支援事業補助金

新規学卒者等就職奨励金
中小企業等奨学金返還支援補助金
観光振興団体事業補助金

09 農林業・鳥獣対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・56

農業経営継続生産者臨時支援金
農業近代化施設資金借入利子補給制度
新規就農者等支援補助金
酒造好適米生産支援補助金
遊休農地等活用事業補助金
森林整備事業補助金
森林レクリエーション事業補助金
有害鳥獣防護柵等設置費補助金
狩猟免許取得者補助金

10 生活道・インフラ・・・・・・・・・・・・・・・・・・61

道路除雪作業補助金
生活道整備事業補助金

01 住宅環境・移住・定住

若者世帯マイホーム取得奨励金

(まちづくり推進課：役場1階/TEL:75-4196)

【概要】

町内に住宅を初めて取得し定住する方に対し、若者世帯マイホーム取得奨励金を交付します。



町HP

【対象となる世帯】

町に定住する意思があり、次のいずれかに該当する世帯

- 世帯員全員が45歳未満の世帯
- 夫婦の年齢の合計が89歳未満の世帯

※マイホーム奨励金、定住促進奨励金の交付を受けている場合は対象外です。

【交付額】

- 基本交付額：20万円（新築・中古ともに）
- 加算要件：新婚・転入・町内業者施工の場合は各20万円を加算（※新築住宅の取得時のみ適用）

【申請方法】

必要書類をまちづくり推進課窓口へ提出

【注意事項】

対象期間は令和11年3月31日までです。

マイホーム取得奨励金

(まちづくり推進課：役場1階/TEL:75-4196)

【概要】

子育て中の世帯が自ら居住する住宅を取得した場合に、奨励金を交付します。



町HP

【対象者】

下記のすべてを満たす方

- 満15歳以下の子どもがいる世帯または夫婦のどちらかが45歳未満で結婚5年以内の世帯（※再婚や親と同居の場合も可）

- 町の定住促進奨励金を受け取っていない方

※若者マイホーム取得奨励金、定住促進奨励金を受け取っている方は対象外です。

【奨励金額】

- 町内業者による住宅建築：20万円
- 町外業者による住宅建築、または中古住宅の取得：10万円

【申請方法】

住宅取得後6ヶ月以内に、必要書類をまちづくり推進課窓口へ提出

若者の宅地確保売主応援キャンペーン事業

(こども課：役場 1 階/TEL:75-4101)

【概要】

若者の定住と土地の有効活用のため、若い世代へ土地を売却した売主の方に奨励金を交付します。



町HP

【対象者】

次のすべてに当てはまる方

- 対象期間（令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日）に売買契約を結び、町内の土地を売却した方
- マイホームを建てる目的の 45 歳未満の方へ土地を売却した方

【交付額】

- 個人の場合：最大 30 万円（売買契約額の 10%）
- 法人の場合：最大 15 万円（売買契約額の 5%）

【申請方法】

必要書類をこども課窓口へ提出

民間賃貸住宅家賃助成金

(まちづくり推進課：役場 1 階/TEL:75-4196)

【概要】

新婚世帯または若年世帯が民間賃貸住宅に居住する場合に奨励金を交付します。



町HP

【対象世帯】

以下のいずれかに該当し、すべての条件を満たす世帯

- 新婚：結婚 2 年以内で、入居時夫婦ともに 45 歳以下
- 転入：転入時、世帯員全員が 45 歳以下（单身可）

○共通の必須条件

- 過去に本助成金を受けていない
- 自身や親族が所有する住宅ではない
- 大家（法人）と親族・役員などの関係がない
- 結婚新生活事業費補助金を受けていないこと

【交付金額】

月額 1 万円上限、最大 24 ヶ月分交付

【申請方法】

毎年 1 月 15 日～2 月 15 日に、必要書類をまちづくり推進課窓口へ提出

空き家改修補助金

(まちづくり推進課：役場 1 階/TEL:75-4196)

【概要】

空き家を購入等した転入者が、
居住するために行う改修事業に対して補助金を交付します。



町HP

【対象者・条件】

- 令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日の期間に転入した方
- 取得又は賃貸借契約締結後 1 年以内であること

【補助額】

対象工事費の 2 分の 1 を補助

- 基本：上限 60 万円
- 若者・子育て世帯：上限 100 万円

【申請方法】

着工前に必要書類をまちづくり推進課窓口へ提出

空き家家財道具等処分補助金

(まちづくり推進課：役場 1 階/TEL:75-4196)

【概要】

町内の空き家にある家財道具の処分費用に補助金を交付します。



町HP

【対象条件】以下のすべてを満たす方

- 空き家の所有者、またはその親族の方
- 親族以外へ貸す（売る）ために、ちちが空き家バンクへの登録または町内不動産業者との媒介契約を 2 年間継続すること（※既に登録済みの物件や、2 年以内に契約が成立した場合は対象です）
- 指定の許可業者に片付けを依頼すること
- 同じ内容で他の補助金を受けていないこと

【対象経費】

家財道具等処分に要した委託費

【補助額】

対象経費の 2 分の 1（上限 20 万円）

【申請方法】

必要書類をまちづくり推進課窓口へ提出

【注意事項】

補助金の確定から 2 年間は、親族以外への賃貸や売却に向けて、空き家バンクへの登録または町内不動産業者との契約（媒介契約）のいずれかを行う必要があります。

空き家仲介手数料補助金

(まちづくり推進課：役場 1 階/TEL:75-4196)

【概要】

宅地建物取引業者に仲介手数料を支払った空き家所有者に対し、補助金を交付します。



町HP

【対象者】

■空き家の売買契約を締結した空き家の所有者の方
※3 親等以内の親族との間で売買契約を結んだ場合は対象外です。

【補助額】

宅地建物取引業者に支払った仲介手数料の額（上限 10 万円）

【申請方法】

必要書類をまちづくり推進課窓口へ提出

老朽空家等除却補助金

(まちづくり推進課：役場 1 階/TEL:75-4196)

【概要】

周辺の防災や景観などに悪影響を及ぼす恐れがある老朽化した空き家を解体・撤去する方に対し、解体費用の一部を補助します。



町HP

【対象者】

■老朽空き家の所有者または相続人
■建物の所有者から解体の同意を得た、土地の所有者または相続人

【対象となる空き家】

以下のすべてに当てはまるもの

■1 年以上居住等使用がされていない ■昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された
■公共事業の補償対象ではない ■抵当権など、所有権以外の権利設定がない

【補助率】

解体費用の 3 分の 1（上限 20 万円 ※町内業者の施工は上限 30 万円）

【申請方法】

必要書類をまちづくり推進課窓口へ提出（※申請期間は毎年度 5 月 1 日から 6 月 30 日）

つなごう！ウェルカム女性ハッピー・ターン事業（こども課：役場1階/TEL:75-4101）

【概要】

若い女性の移住・定住を応援するため、町民の方の紹介で転入した場合、紹介した町民の方と転入した方の双方に奨励金を交付します。



町HP

【対象者】

■転入者

- ・18歳以上45歳未満の女性または町民女性と婚姻し、転入した男性（婚姻日から3か月以内）
- ・町民の紹介により転入した方

■紹介者

- ・18歳以上の町民（町の移住促進担当者を除く）で、以下の条件をすべて満たす方
- ・対象者の転入のきっかけを作った方
- ・移住に関するヒアリングやアンケート等にご協力いただける方

【交付額】

■転入者：5万円（※配偶者や子どもと同居で+5万円加算）

■紹介者：5万円（※年度内上限10万円）

【申請方法】

■転入日から3か月以内に、お二人でこども課に共同申請してください。

■アンケート協力などその他要件があります。

移住就業等支援金

（まちづくり推進課：役場1階/TEL:75-4196）

【概要】

東京23区等から本町に移住して就業した方に、予算の範囲内で移住支援金を交付します。



町HP

【対象者】

東京23区等に在住している方で、小鹿野町に移住される方

【支給額】

移住される際の人数や世帯の状況に応じて、以下の金額を支給します。

■単身での移住：60万円

■世帯での移住：100万円

（※一緒に移住するご家族の中に18歳未満の方がいる場合は、130万円となります）

【申請方法】

転入後3ヶ月以上1年以内に、必要書類をまちづくり推進課窓口へ提出

定住促進奨励金

(まちづくり推進課：役場 1 階/TEL:75-4196)

【概要】

町外から転入し、町内に新築または購入で住宅を取得された方に、固定資産税相当額を奨励金として交付します。



町HP

【対象となる要件】

次の要件をすべて満たす方

- 町に転入するまで町外に5年以上住んでいた方
- 令和7年中に自分で住む家を建てた・買った方
- 転入（住民登録）から2年以内の住宅取得、または住宅取得から2年以内の転入であること
- 若者世帯マイホーム取得奨励金、マイホーム奨励金を受けていない方
(※昨年度定住促進奨励金を受けた方を除く)

【補助内容】

対象住宅の固定資産税相当額を補助（原則2年間/町内業者への発注なら最大5年間）

【申請方法】

毎年2月15日から3月15日に、必要書類をまちづくり推進課窓口へ提出

住宅用太陽光発電・蓄電システム設置費等補助金（住民生活課：役場 1 階/TEL：75-1418）

【概要】

自分が住む住宅に、太陽光発電システムや蓄電システムを設置する方に補助金を交付します。



町HP

【対象者】以下のすべてを満たす方

- 町内に住んでいる、または住む予定の方
- 今年度中に電力（売電等）またはPPA契約を結ぶ方
- 自分が住む住宅に設備を設置する方（※設備付き建売住宅の購入も対象）

【対象となる設備】以下の要件を満たすもの

- 太陽光発電システム
 - ・JET「太陽電池モジュール認証」相当を受け、メーカーの性能保証やサポートがあること
- 蓄電システム（蓄電池）
 - ・蓄電容量1kWh以上の定置型リチウムイオン蓄電池であること
 - ・JIS等の規格に適合し、停電時等に活用できるものであること

【補助額】

太陽光発電システム、蓄電システムともに5万円

【申請方法】

着工前後に必要な書類を住民生活課窓口へ提出

合併処理浄化槽転換費補助金

(衛生センター/TEL:75-0352)

【概要】

単独処理浄化槽及びくみ取り式便槽を撤去し、合併処理浄化槽に転換した場合の撤去または配管工事の費用に対し補助金を交付します。



町HP

【対象となる要件】

以下のすべてを満たすこと

- 既存の単独処理浄化槽やくみ取り便槽を撤去し、町の合併処理浄化槽の設置に協力すること
- 全ての生活排水を浄化槽へ繋ぐ配管工事をする事
- (くみ取り便槽の場合)撤去する容積が1.0㎡以上であること

※1つの家屋で2基以上撤去する場合でも、補助は1基分のみです。

【補助額】

- 撤去に要する補助：上限10万円
- 配管工事に要する補助：上限20万円

【申請方法】

着工前に必要書類を衛生センター窓口へ提出

生活排水路整備事業補助金

(衛生センター/TEL:75-0352)

【概要】

町の合併処理浄化槽から放流先(側溝など)までの排水管を、個人または共同で管理する場合に補助金を交付します。



町HP

【対象となる要件】以下のすべてを満たすこと

- 合併処理浄化槽を設置(予定含む)し、直接河川や側溝等へ排水できない場合の工事であること
- 管の太さが直径10cm(断面積78.5cm²)以上であること
- 排水路を利用する住居が2戸以上であること

(※住居が1戸の場合は、長さが20mを超える部分の工事や自然に流れない場合の放流ポンプ設置のみ対象となります)

【補助額】

対象経費の2分の1(上限30万円) ※放流ポンプを設置する場合、別途5万円を追加で補助します。

【申請方法】

着工前に必要書類を衛生センター窓口へ提出

【注意事項】

放流については、合併処理浄化槽設置後とします。

危険ブロック塀等撤去・築造事業費補助金（まちづくり推進課：役場1階/TEL:75-4196）

【概要】

危険なブロック塀等の撤去、および撤去後の安全な塀等の新設（築造）にかかる費用の一部を補助します。



町HP

【対象者】

ブロック塀がある土地または建物の所有者、あるいは管理者

【補助額】

- 撤去費用：上限 15 万円（※面積×1 万円/㎡ と実費を比較して低い額）
- 新設費用：上限 10 万円（※長さ×1 万円 と実費を比較して低い額の 1/2）

【申請方法】

必要書類をまちづくり推進課窓口へ提出

02 結婚・妊娠・出産・子育て

結婚妊娠子育ての相談機会提供・支援プログラム（こども課：役場1階/TEL:75-4101）

【概要】

町内で新生活を始める新婚世帯に対し、住居費（家賃や購入費など）や引越費用の一部を補助します。



町HP

【対象となる要件】

令和8年1月1日から令和9年3月31日に婚姻届を提出した夫婦で、以下の要件をすべて満たす世帯

- 夫婦共に39歳以下で、合算所得500万円未満（※控除特例あり）の世帯
- 婚姻を機に町内の物件を新規契約して同居し、3年以上定住すること
- 指定講座の受講が必要

【対象経費】

令和8年1月1日から令和9年3月31日に支払った、町内住宅の取得費、賃貸費用（賃料・敷金礼金等 ※住宅手当分は除く）、リフォーム費、業者への引越費用

【補助額（住居費・引越費用の合計）】

夫婦の年齢が高い方を基準とします。（※1,000円未満切り捨て、住宅手当分は補助額から控除）

- 29歳以下：上限60万円
- 30歳以上：上限30万円

【申請方法】

令和9年3月31日までに、必要書類をこども課窓口へ提出

早期不妊・不育症検査費助成

（こども課：役場1階/TEL:75-4101）

【概要】

不妊症・不育症検査に要した費用の一部をそれぞれ1回限り助成します。



町HP

【対象者】

夫婦がそろって不妊または不育症検査を受けており、検査等開始時に妻の年齢が43歳未満の夫婦

【補助額】（※検査開始時の女性の年齢）

- 35歳未満：上限3万円
- 35歳以上：上限2万円

【申請方法】

検査の終了した年度内（3月31日まで）に、必要書類をこども課窓口へ提出

【補足事項】

2月から3月の間に検査が終了した場合は、翌年度の5月31日まで申請が可能です。

マイバイビー支援事業

(こども課：役場 1 階/TEL:75-4101)

【概要】

不妊治療・不育症治療に要した費用の一部を助成します。



町HP

【対象者】

夫婦（事実婚を含む）のどちらか、または両方が、1 年以上前から町に住民登録があること

【対象経費】

不妊症・不育症検査に要した自己負担金

【補助額】

■体外受精治療、顕微授精治療：上限 35 万円

■上記以外の不妊・不育症治療：上限 5 万円

※年 1 回、通算 5 回まで（不妊・不育症治療それぞれ生涯 5 回が上限）

【申請方法】

検査が終了した年度内（3 月 31 日まで）に、必要書類をこども課窓口へ提出

※高額医療費に該当する方は、受給が決定してからの申請をお願いします。

【補足事項】

2 月から 3 月の間に検査が終了した場合は、翌年度の 5 月 31 日まで申請が可能です

妊産婦健康診査費用助成

(こども課：役場 1 階/TEL:75-4101)

【概要】

妊産婦健康診査の費用を助成する、助成券を配布します。



妊婦健診
HP



産婦健診
HP

【対象となる健診】

■妊婦健康診査 14 回分（※HIV、子宮頸がん、超音波検査等を含む）

■産婦健康診査 2 回分

【助成額】

■妊婦健康診査：助成券の金額分 ■産婦健康診査：上限 5,000 円

（※上限額を超えた場合は自己負担となります。）

【助成券の交付】

妊娠届をこども課に提出いただくと、母子健康手帳と一緒に助成券を配付します。

※妊娠中に転入された方は、母子健康手帳等を持参し、こども課窓口へお越しください。

【利用方法】

① 県内医療機関：窓口で助成券を提出して受診してください。

② 県外医療機関（里帰り等）：自費で受診後、受診日から 1 年以内にこども課へ助成（償還払い）の申請をしてください。

※県外医療機関で健診を受ける場合は、こども課へご相談ください。

妊産婦栄養強化事業

(こども課：役場 1 階/TEL:75-4101)

【概要】

妊産婦さんと赤ちゃんの健康のため、栄養の補助に牛乳を配布します。



町HP

【対象者】

町に住民登録のある妊婦の方

【支給内容】

1 日あたり 200cc の牛乳を、出産予定日前の 3 か月間配布します。

(例：1 月 1 日が予定日の場合、10 月・11 月・12 月の 3 か月間)

【申請方法】

妊娠中（前期）に、必要書類をこども課窓口へ提出

※申請用紙は、妊娠届（母子健康手帳の交付）の際にお渡しします。

遠方の妊婦健診・出産交通費等助成

(こども課：役場 1 階/TEL:75-4101)

【概要】

遠方での妊婦健診と出産時の交通費、
出産まで待機するための宿泊費を助成します。



町HP

【対象となる要件】

最寄りの産科（医学的理由の場合は大学病院等）への移動に概ね 60 分以上、
または移動距離が概ね 30km 以上ある妊婦の方

【補助額】

■交通費：実費の 8 割 を補助（実費×0.8）

※自家用車の場合は「移動距離(km)×37 円」を実費として計算します。

■宿泊費：(1 泊分の実費※-2,000 円) × 宿泊日数

※1 泊の実費上限は 10,900 円、宿泊日数の上限は 14 泊まで。

【申請方法】

出産日から 1 年以内に、必要書類をこども課へ提出

新生児聴覚検査費用助成

(こども課：役場1階/TEL:75-4101)

【概要】

新生児聴覚検査の費用を助成します。



町HP

【対象者】

検査を受けた日において、町に住民登録がある新生児・乳児を養育している方

【助成額】

■自動 ABR 検査：上限 5,000 円 ■OAE 検査：上限 3,000 円

(※1 回のみ助成です。上限超過分は自己負担となります。)

【助成券の交付】

妊娠届をこども課に提出いただくと、母子健康手帳と一緒に助成券を配付します。

※妊娠中に転入された方は、母子健康手帳等を持参し、こども課窓口へお越しください。

【利用方法】

① 県内医療機関：窓口で助成券を提出して受診してください。

② 県外医療機関（里帰り等）：自費で受診後、受診日から1年以内にこども課へ助成（償還払い）の申請をしてください。

※県外医療機関で検査を受ける方は、こども課へご相談ください。

妊婦のための支援給付

(こども課：役場1階/TEL:75-4101)

【概要】

妊娠から子育て期まで安心して過ごせるよう、
切れ目ない相談支援と、面談後の経済的支援を実施しています。



町HP

【給付額】

■妊娠届出の面談後：妊婦1人あたり 5万円

■妊娠後期の面談後：妊婦1人あたり 5万円

(※双子など多胎妊娠の場合は、胎児1人につき5万円となります。例：双子の場合は10万円)

【申請方法】

面談時にこども課に申請

【注意事項】

他の自治体で受給済みの人は対象外です。

母乳ケア費用助成

(こども課：役場 1 階/TEL:75-4101)

【概要】

助産師が行う母乳ケアに対して費用の助成を行います。



町HP

【対象者】

町に住民登録があり、産後 12 か月までに、
助産師による母乳マッサージや育児相談を受けた方

【助成額】

上限 1 万円

【申請方法】

産後 18 か月以内に、必要書類をこども課窓口へ提出

【注意事項】

乳腺炎などで医療保険が対象になった母乳ケアは、助成対象外となります。

おがの育児パッケージギフト

(こども課：役場 1 階/TEL:75-4101)

【概要】

妊娠中や出産後に活用できる育児用品をプレゼントします。



町HP

【対象者】

町に住民登録がある妊婦の方、またはそのご家族の方

【配付時期（計 2 回）】

①妊娠届出時 ②妊娠 8 か月以降

【配布内容】

母子手帳ケース、洋服、肌着、バスタオル調乳用ステンレスボトル
※洋服は季節によって変わります。また、年度によって内容が異なります。

【配布方法】

妊娠届の面談・妊娠後期ファミリー面談時にお渡しします。

子育て支援金

(こども課：役場 1 階/TEL:75-4101)

【概要】

お子さんが生まれたご家庭に子育て支援金を支給します。

【対象者】

町に住民登録があり、生まれたお子さんを養育している方

【支給額】

出生児 1 名につき 10 万円

【申請方法】

誕生日から 90 日以内に、こども課窓口へ申請してください。



町HP

児童手当

(こども課：役場 1 階/TEL:75-4101)

【概要】

0 歳から高校 3 年生までのお子さんを養育している方に
手当を支給します。

【対象者】

小鹿野町に住民登録があり、0 歳～高校生年代（18 歳年度末まで）を養育している方

【支給金額（月額児童 1 人あたり）】

■ 0 歳～3 歳未満：（第 1・2 子）15,000 円 / （第 3 子以降）30,000 円

■ 3 歳～高校生年代：（第 1・2 子）10,000 円 / （第 3 子以降）30,000 円

※22 歳年度末までのお子さんも、第〇子の計算（多子カウント）対象です。

【申請方法】

必要書類をこども課窓口へ提出してください。（郵送受付可）

【注意事項】

■ 手当は、原則として申請した月の翌月分から支給されます。

遅れた場合、さかのぼっての支給はできません。

■ 出生・転入などの場合は、月をまたいでも事由発生から 15 日以内に申請すれば、遅れずに支給されます。



町HP

子育ておむつ券給付

(こども課：役場1階/TEL:75-4101)

【概要】

おむつや、おむつ関連用品の費用を助成します。

【対象期間】

お子さんが1歳を迎える誕生日まで

【助成額】

月1,500円分

【申請方法】

必要書類をこども課窓口へ提出



町HP

紙おむつ用ごみ袋の支給

(こども課：役場1階/TEL:75-4101)

【概要】

おむつ等の処理に使えるごみ袋を支給します。

【対象者】

小鹿野町に住民登録があり、3歳までのお子さんのいる家庭

【対象期間】

お子さんが3歳を迎える誕生日まで

【支給内容】

1か月あたり5枚

【支給方法】

1年度分(最大60枚)をまとめてこども課窓口で支給します。

(※3歳を迎える年度は、4月から誕生日までの月数分をまとめてお渡しします)

【申請方法】

母子手帳を持参してこども課窓口で申し出てください。



町HP

こども医療費支給事業

(こども課：役場 1 階/TEL:75-4101)

【概要】

保険診療にかかる医療費、および保険適用となる
治療用装具等の購入費を補助します。



町HP

【対象者】

町内在住で健康保険に加入している 18 歳年度末までの児童

【内容】

保険適用となる医療費（自己負担分）と治療用装具の購入費

【受診方法】

窓口健康保険証と受給資格証を提示してください（窓口無料）。

※1 ヶ月の医療費が 21,000 円を超えた場合は一旦支払い、後日こども課へ申請。

【申請方法】

必要書類をこども課窓口へ提出（郵送受付可）

【対象外】以下の費用は助成対象外です。

- 保険適用外の費用（健診、予防接種、薬の容器代、診断書代、入院時食事代等）
- 交通事故等のケガ ■学校・保育所でのケガ（災害共済給付が優先）
- 高額療養費等、他の制度対象の費用（※適用後に残った自己負担分は請求可）

ひとり親家庭等医療費支給事業

(こども課：役場 1 階/TEL:75-4101)

【概要】

保険診療にかかる医療費、および保険適用となる
治療用装具等の購入費を助成します。



町HP

【対象者】

18 歳年度末（18 歳到達後の最初の 3 月 31 日）までの児童を育てている、
父・母または養育者（※お子さんに一定の障がいがある場合は 20 歳未満まで対象）

【内容】

保険適用となる医療費（自己負担分）と治療用装具の購入費

【受診方法】

窓口健康保険証と受給資格証を提示してください（窓口無料）。

※1 ヶ月の医療費が 21,000 円を超えた場合は一旦支払い、後日こども課へ申請。

【申請方法】必要書類をこども課窓口へ提出してください。（郵送受付可）

【対象外】以下の費用は助成対象外です。

- 保険適用外の費用（健診、予防接種、薬の容器代、診断書代、入院時食事代等）
- 交通事故等のケガ ■学校・保育所でのケガ（災害共済給付が優先）
- 高額療養費等、他の制度対象の費用（※適用後に残った自己負担分は請求可）

03 教育・スポーツ

小中学校入学準備品購入費補助事業

(学校教育課：役場 2 階/TEL:75-5063)

【概要】

小・中学校への入学時に必要な学用品等の購入費を補助します。

【対象者】

町に住民登録のある、小・中学校入学児童生徒の保護者

【対象経費】

入学準備品の購入費(例：制服、体操着、ランドセル、カバン、学用品など)

【補助額】

■小学校新入学児童1人あたり3万円

■中学校新入学生徒1人あたり5万円

【申請方法】

学校教育課へお問い合わせください。

就学援助費補助金

(学校教育課：役場 2 階/TEL:75-5063)

【概要】

小・中学校へ通う児童生徒の保護者で、
経済的に困りの方に対し、就学費用の一部を援助します。



町HP

【対象者】

■要保護：生活保護者

■準要保護（下記のいずれかに該当する者）

(1)町民税の非課税、又は減免 (2)国民年金保険料の減免 (3)児童扶養手当の受給

(4)生活福祉資金の受給 (5)雇用保険の受給

【対象経費】

■要保護：修学旅行費・医療費

■準要保護：学用品費・通学用品費（1年除く）・校外活動費・新入学学用品費（1年のみ）・

修学旅行費・学校給食費・医療費・卒業アルバム代等・オンライン学習通信費

(※補助額や詳細な対象項目は、学校または学校教育課へお問い合わせください)

【申請方法】

通学する小・中学校で申請書を受け取り、必要書類を学校へ提出

■児童・生徒1人につき1枚の申請が必要です。

■年度途中でも申請できます（申請日の翌月から認定となります）。

高校生等通学定期券購入費補助

(こども課：役場 1 階/TEL:75-4101)

【概要】

町内・町外をまたいで中学校や高校へ通学する生徒のご家庭へ、
通学定期券購入費の一部を補助します。



町HP

【対象者】

次のいずれかにあてはまる生徒

- 町内から町外の中学校または高校へ通学する生徒
- 町外から小鹿野高校へ通学する生徒

【補助額】

月額定期購入費の半額（上限 5,000 円）※100 円未満切り捨て

【申請方法】

こども課窓口または電子申請

【注意事項】

- 申請は必ず年度内に行ってください。
- 申請時、定期券の期間・区間・金額がわかるものが必要です。
- PASMO や Suica 等の IC 定期券をご利用の方は、更新時に券面が上書きされるため、事前にコピーをお取りください。

漢検英検検定料助成（小鹿野未来塾）

(学校教育課：役場 2 階/TEL:75-5063)

【概要】

小鹿野未来塾で実施する漢検・英検チャレンジ講座の
受講者に対し、検定料を助成します。



町HP

【対象者】

以下のいずれかに該当する方

- 小中学生・高校生の方

講座の受講有無にかかわらず助成対象となります。

(※小鹿野町在住の小中学生、または小鹿野高校に通学している生徒)

- 上記以外の町民の方

小鹿野未来塾の漢検・英検チャレンジ講座を受講している方が対象です。

【補助額】

検定料全額

【講座参加方法】

講座への参加は、毎年 4 月上旬～中旬頃にオンラインにて先着順で受け付けます。

スポーツ団体交流大会実施補助金

(生涯学習課：文化センター/TEL:75-0063)

【概要】

町内のスポーツ団体が、町外の団体と交流大会を行うための費用の一部を補助します。

【対象となる大会】

以下のいずれかに該当する大会

- 小鹿野町スポーツ協会またはスポーツ少年団に加盟する団体が主催・主管する大会
- 小鹿野町スポーツ協会の後援を受けている大会

【対象条件】

- 町内スポーツ施設等を利用
- 参加者 100 人以上（半数以上が町外）
- 2 日以上連続で開催し、町内宿泊を伴う

【補助額】

1大会につき一律 5 万円

【申請方法】

大会開催の 14 日前までに、必要書類を生涯学習課窓口へ提出

地区運動会開催費補助金

(生涯学習課：文化センター/TEL:75-0063)

【概要】

地域での健康づくりや交流を深めるため、地区運動会の開催費用を補助します。

【対象者】

行政区

【対象経費】

諸謝金、食料費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借上料・損料（レンタル代等）、会議費

【補助金額】

基本額：1行政区あたり 10,000 円

加算額：50 世帯を超えるごとに 5,000 円を加算

上限額：75,000 円

【申請方法】

必要書類を生涯学習課窓口へ提出

04 健康・予防接種・検診

中学3年生インフルエンザ予防接種費用助成

(健康づくり課：保健福祉センター/TEL:75-0135)

【概要】

インフルエンザの発症や重症化を予防するため、
予防接種の費用を助成します。



町HP

【対象者】

小鹿野町に住所がある中学校3年生

【助成額】

皮下注射1回のみ全額補助（※点鼻液による接種の場合は、自己負担が発生します。）

【予診票】

町が事前に予診票を配布するため、事前の申請手続きは不要です。

【接種方法】

直接、医療機関へご予約ください。

■町が委託契約している指定医療機関：当日は予診票を持参（窓口支払いなし）

■上記以外の医療機関：接種前に、健康づくり課へご相談ください。

【注意事項】

本接種は任意接種です。効果や副反応をご理解の上、ご本人・保護者の責任においてご判断ください。

男子HPV予防接種費用助成

(健康づくり課：保健福祉センター/TEL:75-0135)

【概要】

自身のがん予防と、将来のパートナーを守るため、
男子のHPVワクチン接種費用を助成します。



町HP

【対象者】

接種日時点で町内に住所がある、小学6年生～高校1年生相当の男子

【助成額】

2回もしくは3回分全額補助（※接種期間外の接種は全額自己負担となります。）

【申請方法】

必要書類を健康づくり課へ提出

【接種方法】

※必ず事前に医療機関へ予約をしてください。

■町が委託契約している指定医療機関：健康づくり課で事前申請し予診票を受領後、接種してください。

■上記以外の医療機関：接種前に、健康づくり課へご相談ください。

【注意事項】

本接種は任意接種です。効果や副反応をご理解の上、ご本人・保護者の責任においてご判断ください。

高齢者インフルエンザ予防接種費用助成

(健康づくり課：保健福祉センター/TEL:75-0135)

【概要】

65歳以上の高齢者等へ新型インフルエンザ予防接種費用の一部を助成します。



町HP

【対象者】

接種日時点で町内に住民登録があり、次のいずれかに該当する方

- 65歳以上の方
- 60歳～64歳で、心臓・腎臓・呼吸器の機能、またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に重い障害がある方（※身体障害者手帳1級相当）

【自己負担額】

1,200円（令和8年度予定、皮下注射1回のみ助成対象）

※生活保護世帯、中国残留邦人は全額助成となります。

【接種方法】

町の委託医療機関へ直接予約し、接種を受けてください。

※委託医療機関外で接種を希望される場合は、健康づくり課へお問い合わせください。

【注意事項】

本接種は任意接種です。効果や副反応をご理解の上、ご本人の責任においてご判断ください。

高齢者等新型コロナウイルス感染症予防接種費用助成

(健康づくり課：保健福祉センター/TEL:75-0135)

【概要】

高齢者等の新型コロナウイルス感染症予防接種費用の一部を助成します。



町HP

【対象者】

接種日時点で町内に住民登録があり、次のいずれかに該当する方

- 65歳以上の方
- 60歳～64歳で、心臓・腎臓・呼吸器・免疫機能に重い障害がある方（※身体障害者手帳1級相当）

【自己負担額】

5,000円（令和8年度予定、皮下注射1回のみ助成対象）

※生活保護世帯、中国残留邦人は全額助成となります。

【接種方法】

町の委託医療機関へ直接予約し、接種を受けてください。

※委託医療機関外で接種を希望される場合は、お問い合わせください。

【注意事項】

本接種は義務ではありません。ワクチンの効果や副反応をご理解の上、ご本人の意思で接種をご判断ください。

高齢者肺炎球菌予防接種費用助成 (健康づくり課：保健福祉センター/TEL:75-0135)

【概要】

高齢者用肺炎球菌予防接種費用の一部を助成します。



町HP

【対象者】

町内在住で、過去に同ワクチン（23 価）を一度も接種したことがなく、次のいずれかに該当する方

- 65 歳の方（※65 歳誕生日前日～66 歳誕生日前日まで）
- 接種日に 60～64 歳で、心臓・呼吸器等に重い障害（手帳 1 級相当）がある方

【自己負担額】

4,000 円（皮下注射 1 回のみ助成対象）

※生活保護世帯、中国残留邦人は全額助成となります。

【接種方法】

町の委託医療機関へ直接予約し、接種を受けてください。

※委託医療機関外で接種を希望される場合は、健康づくり課へお問い合わせください。

【注意事項】

本接種は義務ではありません。ワクチンの効果や副反応をご理解の上、ご本人の意思で接種をご判断ください。

高齢者等带状疱疹予防接種費用助成 (健康づくり課：保健福祉センター/TEL:75-0135)

【概要】

高齢者等の带状疱疹予防接種費用の一部を助成します。



町HP

【対象者】

次のいずれかに該当する方

- 今年度 65・70・75・80・85・90・95・100 歳になる方
- 接種日に 60～64 歳で、心臓・腎臓等に重い障害（身体障害者手帳 1 級相当）がある方

【自己負担額】 ワクチンは 2 種類あり、どちらかを選んで接種します。（※令和 8 年度予定）

■生ワクチン（1 回）： 5,000 円

■不活化ワクチン（2 回）： 1 回につき 13,000 円

※生活保護世帯、中国残留邦人は全額助成となります。

【接種方法】

町の委託医療機関へ直接予約し、接種を受けてください。

※委託医療機関外で接種を希望される場合は、お問い合わせください。

【注意事項】

本接種は義務ではありません。ワクチンの効果や副反応をご理解の上、ご本人の意思で接種をご判断ください。

大人の風しん予防接種助成

(健康づくり課：保健福祉センター/TEL:75-0135)

【概要】

妊娠中の風しん感染による先天性風しん症候群を防ぐため、
大人の予防接種費用の一部を助成します。



町HP

【対象者】

接種日に町内在住で、抗体検査の結果「抗体価が低い」と判明した方のうち、次のいずれかに該当する方

①妊娠を希望・予定する16歳以上50歳未満の女性 ②妊婦、または①の女性の同居人

※他制度で費用の補助を受けた方は対象外です。

【助成額】

■風しん単独：3,000円 ■MR(麻しん風しん混合)：5,000円

※接種費用が助成額を下回る場合は、その費用額(実費)とします。

※生活保護世帯、中国残留邦人は全額助成となります。

【手続きの流れ】

- 接種・支払い：医療機関で接種し、費用を全額支払い
- 申請：必要書類を健康づくり課へ提出
- 振込：約1~2か月後、指定口座へ助成金が振り込まれます。

人間ドック受診補助金

(健康づくり課：保健福祉センター/TEL:75-0135)

【概要】

町立小鹿野中央病院総合健診センターにて
人間ドック受診される方へ受検費用の補助金を交付します。



町HP

【対象者と補助額】

町内に6か月以上居住しており、国保・後期高齢者医療保険に加入の満30歳以上の方

【補助額】

上限3万円

【申請方法】

人間ドック受検前に、必要書類を健康づくり課へ提出

生活習慣病予防健診費補助制度

(健康づくり課：保健福祉センター/TEL:75-0135)

【概要】

町立小鹿野中央病院で生活習慣病予防総合健康診断を受診する場合、費用の一部を補助します。

【対象者】

- 30歳以上75歳未満の町民で、社会保険等に加入されている方（被扶養者含む。）
- かつ、加入している健康保険組合において、以下のいずれかに該当する方
 - ・生活習慣病予防健診に対する補助制度がない場合
 - ・補助制度はあるが、枠不足等で利用できない場合
 - ・補助制度はあるが、補助額が18,000円未満の場合

【補助額】

上限18,000円

【申請から受診までの流れ】

- 申請書の受け取り：健康づくり課窓口にて補助金申請書を受け取ります。
- 保険組合への申請：必要事項を記入し、加入している健康保険組合の事務局へ郵送します。
- 証明書等の入手：保険組合から証明済みの申請書が返送されます。
- 町への提出：証明済み申請書を、受診日までに健康づくり課窓口へ提出してください。

がん検診費用助成

(健康づくり課：保健福祉センター/TEL:75-0135)

【概要】

がんの早期発見と、町民の皆様の健康づくりを目的として、胃がん・乳がん・子宮頸がん・大腸がんの検診費用を町が補助します。



町HP

【対象年齢】

- 20歳以上：乳がん検診、子宮頸がん検診（※女性のみ対象）
- 35歳以上：胃がん検診、大腸がん検診

【自己負担額】

■胃がん：900円 ■乳がん：1,200円 ■子宮頸がん：800円 ■大腸がん：400円

【予約方法】

健康づくり課へ電話、インターネットや窓口で直接申し込み

【補足事項】

次の方は、自己負担額が無料になります。（※受診時に証明書等が必要になる場合があります）

- 70歳以上の方（今年度70歳になる方を含む。）
- 65～69歳で、後期高齢者医療保険に加入している方（※骨粗しょう症検診を除く。）
- 生活保護世帯、中国残留邦人の方

無料がん検診

(健康づくり課：保健福祉センター/TEL:75-0135)

【概要】

がんの早期発見・早期治療を目的として、特定の年齢に達した方を対象に、がん検診の自己負担額が無料になる無料券を配布します。



町HP

【対象者】

4月1日時点で次の年齢に該当する方

- 子宮頸がん検診（女性）：20歳、25歳、30歳、35歳、40歳
- 乳がん検診（女性）：40歳、45歳、50歳、55歳、60歳
- 大腸がん検診：40歳、45歳、50歳、55歳、60歳

【予約方法】

インターネット、健康づくり課へ電話、窓口で直接申し込み

【無料券発送時期】

対象の方へは、4月～5月上旬頃に郵便で無料券やご案内をお送りしています。

無料骨粗しょう症検診

(健康づくり課：保健福祉センター/TEL:75-0135)

【概要】

対象年齢の女性に対し、無料で骨粗しょう症検診を実施します。



町HP

【対象者】

40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳、70歳の女性

【受診方法】

対象の方へ郵送した無料券を持参し、受診してください。

【概要】

対象年齢の方に対し、無料で歯周病検診を実施します。

【対象者】

今年度4月1日時点で20・30・40・50・60・70歳の方

※う歯を含む歯科治療中の者は対象外となります。

【申込方法】

健康づくり課窓口で申込み

05 医療・福祉・障害者支援

アピアランスケア用品購入費助成事業（健康づくり課：保健福祉センター/TEL:75-0135）

【概要】

がん治療による外見の変化を補うためのウィッグや胸部補装の購入費用の一部を助成します。



町HP

【対象者】

次のすべてを満たす方が対象となります。

- がんと診断され、治療による脱毛や乳房の切除を補うために対象用品を購入した方
- 過去に小鹿野町や他の市町村で、同じ用品の助成を受けていない方

【対象経費】

ウィッグ等、胸部補装具（※付属品やケア用品、健康保険が適用されるもの等は対象外）

【助成額】

上限1万円

（※購入費用が1万円未満の場合は、実際に支払った金額となります。）

【申請方法】

申請書にがん治療がわかる書類のコピー、対象用品の領収書（原本）を添えて健康づくり課に提出

骨髄・末梢血幹細胞を提供したドナーに対する助成

（健康づくり課：保健福祉センター/TEL:75-0135）

【概要】

骨髄等の提供に伴う負担を軽減するため、助成費を交付します。

【対象者】

以下を満たす方

- 日本骨髄バンクの事業で骨髄等の提供を完了した方
- 他の助成（ドナー休暇の取得を含む）を受けていない方

【助成額】

健康診断や自己血貯血等のための通院・入院1日につき2万円（※1回の提供につき上限14万円）

【申請方法】

髄等の提供が完了した日から90日以内に、以下の書類を健康づくり課に提出

- 申請書兼請求書
- バンクが発行する提供が完了したことを証明する書類

障害児（者）日中一時支援事業補助金

（福祉課：保健福祉センター/TEL:75-4109）

【概要】

町内で障害児（者）日中一時支援事業を行う事業者に対し、その運営にかかる費用の一部を補助します。

【対象事業者】

小鹿野町障害児（者）日中一時支援事業実施要綱に基づき、町の登録決定を受けた事業者

【補助額】

■基本額：短期入所サービス費の割合（※）から、利用料を引いた額

※ 4時間以下：1/4、4～8時間：2/4、8時間超：3/4

■食事加算（1日につき）：（生活介護の食事加算単位 × 単価）－ 利用料

【申請方法】

サービスを提供した月の翌月10日までに、必要書類を福祉課窓口へ提出

在宅重症心身障害児（者）の家族に対するレスパイトケア事業補助金

（福祉課：保健福祉センター/TEL:75-4109）

【概要】

在宅の重症心身障害児（者）を介護する家族の負担軽減を目的として、対象事業を実施する事業所へ費用を補助します。

【対象者】

医療型短期入所を実施する法人

【対象経費】

以下の事業を実施し、重症心身障害児（者）を受け入れた際の費用

■ショートステイ（医療型短期入所） ■デイサービス（日中一時支援）

【補助額】

補助額：1人につき1日最大2万円

（※医療的ケアの点数や支援時間・人数により異なります。詳細は担当課へご確認ください。）

【申請方法】

実施月の翌月10日までに必要書類を福祉課窓口へ提出（※3月分のみ3月末日まで）

心身障害者補装具及び日常生活用具交付等に伴う自己負担金助成金

(福祉課：保健福祉センター/TEL:75-4109)

【概要】

車いすやストマ用具などの補装具や日常生活用具の給付を受ける際に発生する、購入費の自己負担額の一部を補助します。

【対象者】

小鹿野町にお住まいの障がいのある方で、車いすやストマ用具などの「補装具・日常生活用具」を利用し、費用の支払い（自己負担）が発生した方

(※ただし、世帯の税金（市町村民税所得割額）が13万2,000円以下の場合に限ります)

【対象経費】

■補装具の購入、または修理に伴う自己負担金 ■日常生活用具の給付に伴う自己負担金

※上記のうち、付属する消耗品にかかる自己負担分は補助の対象外となります。

【補助額】

自己負担金の2分の1（※上限額：1人につき月額1万2,000円、年間5万円まで）

【申請方法】

必要書類を福祉課窓口へ提出

重度身体障害者居宅改善整備費補助金

(福祉課：保健福祉センター/TEL:75-4109)

【概要】

身体障害のある方へ、自宅のバリアフリー改修費用（居宅改善整備費）の一部を補助します。

【対象者】

以下のすべてを満たし、現在お住まいの住宅を改修する方（※借家は家主の承諾が必要）

■町内にお住まいの方 ■身体障害者手帳（下肢または体幹）の1級または2級をお持ちの方

■世帯の最多収入者の前年分所得税額が10万500円以下

【対象となる工事】ご自宅の以下の場所の改修工事（居宅改善整備費）が対象です。

■屋外の改修：門、車庫、庭 など

■屋内の改修：玄関、各室の出入口、廊下、床、階段、トイレ など

【補助額】※同一の方への交付は原則1回

■対象工事費（基準額：36万円）に対し、世帯状況に応じて以下の額を補助します。

■生活保護世帯：対象工事費の全額を補助（上限36万円）

■その他の世帯：対象工事費の3分の2を補助（上限24万円）

【申請方法】

必要書類を福祉課窓口へ提出

医療的ケア児(者)受入支援事業補助金

(福祉課：保健福祉センター/TEL:75-4109)

【概要】

医療的ケアが必要な障害児・者を受け入れた
基準該当生活介護サービス事業所に対し、補助金を交付します。

【対象事業者】

基準該当障害者事業所（※定義や要件の詳細は、要綱をご確認ください）

【補助額】

以下の①と②の差額を補助します。

- ① 受入れを通常的生活介護サービス費に置き換えた金額
- ② 実際の受入れに係る基準該当生活介護サービス費
(※①の生活介護サービス費のうち、各種加算は計算から除きます)

【申請方法】

補助対象事業を実施した月の翌月末までに、必要書類を福祉課窓口へご提出ください。

障害児(者)移動支援事業補助金

(福祉課：保健福祉センター/TEL:75-4109)

【概要】

小鹿野町障害児(者)移動支援事業の
運営に要する経費に対し補助金を交付します。

【対象事業者】

小鹿野町障害児(者)移動支援事業補助金交付要綱に基づき、
町の登録決定を受けた事業者

【補助額】

以下の基準額（30分あたり）から、自己負担分を引いた額

[区分2] 1,500円（通常） / 1,875円（早朝・夜間） / 2,250円（深夜）

[区分1] 750円（通常） / 937円（早朝・夜間） / 1,125円（深夜）

(※早朝・夜間=6～8時・18～22時、深夜=22～翌6時)

【申請方法】

サービスを提供した月の翌月10日までに、必要書類を福祉課窓口へ提出

障害者自動車運転免許取得費補助金

(福祉課：保健福祉センター/TEL:75-4109)

【概要】

障害のある方の自動車運転免許取得にかかる費用の一部を補助します。

【対象者】

次のすべてに当てはまる方

- 身体障害者手帳（1～3級）、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかをお持ちの方
- 世帯の住民税（所得割額）が前年または前々年において 74,000 円以下であること
（※1～6月の申請は前々年、7～12月の申請は前年の所得を確認します）

【対象経費】

指定自動車教習所（公認教習所）でかかる以下の費用

入学金、教習料、教習コース使用料、技能検定料、受験料

【補助額】

対象経費の 3分の2（上限 12 万円）

※対象となる経費が 18 万円を超える場合でも、補助額は一律 12 万円となります。

【申請方法】

免許の取得前または取得後 6 か月以内に、必要書類を福祉課窓口へ提出

身体障害者用自動車改造費補助事業

(福祉課：保健福祉センター/TEL:75-4109)

【概要】

重度の身体障害がある方が、自ら所有し、
運転する自動車を改造する際の費用を補助します。

【対象者】 次のすべてに当てはまる方

- 所得が特別障害者手当の基準額を超えない方
- 身体障害者手帳 1・2 級（上肢、下肢、体幹機能障害に限る）をお持ちの方
- 自動車運転免許をお持ちの方 ■自身の運転のため、ハンドルやアクセル等の改造が必要な方

【対象経費】

自動車のハンドルやアクセル、ブレーキ等を改造するために直接かかった費用

【補助額】

上限 10 万円

【申請方法】

自動車の改造前または改造後の 6 か月以内に、必要書類を福祉課窓口へ提出

【注意事項】

申請は 1 車両につき 1 回限りとなります。

難病患者の通院に要する交通費補助金

(福祉課：保健福祉センター/TEL:75-4109)

【概要】

難病等の治療に伴う通院交通費を補助します。

【対象者】

対象疾患（指定難病、小児慢性特定疾病、県の特定疾患、血友病、人工透析が必要な慢性腎不全）で通院中の方（※介護者の交通費も対象）

【補助額】

最も経済的な経路で通院した場合の交通費を、以下の割合で補助します。

■電車・バス・福祉有償運送等：実費の2分の1

■乗用車等：1kmあたり18.5円

【申請方法】

半期に一度、以下の時期に半年分の申請を福祉課で受け付け、振込みをします。

■4～9月通院分：10月末までに申請（11月振込）

■10～翌年3月通院分：4月末までに申請（5月振込）

【注意事項】

町の福祉タクシー利用券や障害者自動車等燃料費補助との重複給付はできません。（併用不可）

福祉タクシー利用料金助成事業

(福祉課：保健福祉センター/TEL:75-4109)

【概要】

ご自宅で生活されている重度の心身障害がある方へ、タクシー料金の一部として使える福祉タクシー利用券を交付します。

【対象者】

小鹿野町に住所がある在宅の方で、身体障害者手帳1・2級、療育手帳(A)・A、精神障害者保健福祉手帳1級のいずれかの交付を受けている方。

【交付内容】

年度ごとに1回、利用券1冊（28枚綴り）を交付します。

【助成内容と利用方法】

■割引額：1回の乗車につき、初乗り料金相当額が割引になります。

(※初乗り料金の2倍以上になるときは2枚まで使えます。)

■利用できるタクシー：埼玉県内の登録タクシー事業者（一般のタクシー）

【申請方法】

必要書類を福祉課窓口へ提出

障害者自動車等燃料費補助

(福祉課：保健福祉センター/TEL:75-4109)

【概要】

社会参加を促進するため、燃料費の一部を補助します。

【対象者】

以下のいずれかに該当する方

- 手帳をお持ちの方：身体 1～3 級 + 視覚・下肢・体幹、療育(A)・A・B、精神 1 級
- 通所サービス利用者：児童発達支援・放課後等デイサービスを利用している方（※手帳の有無は不問）

【対象経費】

自動車またはバイク 1 台の燃料費の一部

【補助額】

1 リットルあたり 50 円（月上限：自動車 30 リットル、バイク 5 リットル）

【申請方法】

必要書類を福祉課窓口へ提出

【注意事項】

- 福祉タクシー利用券、難病患者通院交通費補助との併用はできません。
- 申請および支給は半期に一度です。

障害者有料道路通行料割引

(福祉課：保健福祉センター/TEL:75-4109)

【概要】

障害者の方の社会参加を支援するため、日常生活で利用する有料道路の通行料金を 50%割引します。

【対象者】

- ご本人が運転する場合：すべての身体障害者
- 介護者が運転し同乗する場合：第 1 種身体障害者、または重度知的障害(療育手帳(A)・A)の方

【対象車両】

障害者 1 人につき 1 台（※自家用車に限る。事業用車などは不可）

【申請方法】

手帳、車検証、その他必要書類を福祉課窓口へ提出

※ETC 登録をする場合は、本人名義の ETC カードと車載器番号が確認できる物もご持参ください。

重度心身障害者医療費の給付

(福祉課：保健福祉センター/TEL:75-4109)

【概要】

重度障害者の方が医療を受ける際、医療費の一部を助成します。

【対象者】

■64歳未満で、身体手帳(1～3級)、療育手帳((A)・A・B)、

精神手帳(1・2級)のいずれかをお持ちの方

■後期高齢者医療制度の認定を受けた方(障害認定含む)

※精神1級の方は精神病床への入院費は対象外です。

精神2級の方は自立支援医療(精神通院)が適用された医療費のみ対象です。

【申請方法】

必要書類を福祉課窓口へ提出

【注意事項】

入院時食事療養費は対象外です。

在宅重度心身障害者手当支給

(福祉課：保健福祉センター/TEL:75-4109)

【概要】

重度心身障害者の方の、経済的および精神的な負担の軽減を図るための手当を支給します。

【対象者】

■町内に居住し、在宅で生活している方

■住民税非課税の方

■身体(1・2級)・療育((A)・A)・精神(1級)のいずれかの手帳をお持ちの方

【支給額】

月5,000円

【申請方法】

必要書類を福祉課窓口へ提出

【注意事項】

支給は半期に一度(9月・3月)になります。

身体障害者手帳交付に係る診断書料助成金（福祉課：保健福祉センター/TEL:75-4109）

【概要】

身体障害者手帳申請に係る診断書料金の一部を助成します。

【対象者】

新たに身体障害者手帳を申請し、発行された方のうち、
小鹿野町に住所がある、または小鹿野町が援護を実施している方
（※他の市町村から援護を受けている方は対象外となります）

【補助額】

上限 3,000 円（手帳申請時の診断書作成にかかった費用分）

【申請方法】

必要書類を福祉課窓口へ提出

【注意事項】

手帳が交付された場合のみ助成対象となります。手帳が交付されない場合は対象外です。

在宅酸素療法者濃縮装置利用補助金（福祉課：保健福祉センター/TEL:75-4109）

【概要】

呼吸器機能障害により在宅酸素療法を行っている方を対象に、
酸素濃縮装置の使用にかかる電気代の一部を補助します。

【対象者】

呼吸器機能障害による在宅酸素療法で、
酸素濃縮装置を常時使用してご自宅で生活されている方。
（施設等に入所中の方は対象外となります）

【補助額】

1 人につき月額 1,500 円

※半期に一度、9 月と 3 月に半年分をまとめて振込みます。

【申請方法】

必要書類を福祉課窓口へ提出

【注意事項】

1 ヶ月を超えて入院された場合、その入院期間分は支給の対象外となります。

【概要】

町内の就労継続支援事業所に対し、
事業の運営費や施設整備費の一部を補助します。

【対象となる事業所】

■法人が小鹿野町内に設置し、かつ適正な運営を行っている就労継続支援を行う事業所

【補助金の種類と対象経費】

- 事業経費補助金：人件費、光熱水費、消耗品費などの運営に必要な経費（※利用者の工賃は対象外）
- 施設整備費補助金：利用者の健康管理・安全確保のための施設整備経費

【補助額】

■事業経費補助金：対象利用者1人につき年額5万円

※対象利用者が計10人未満の事業所であることが要件です。

※利用対象者の定義：前年度の3月中に実利用日数が1日以上ある方

■施設整備費補助金：対象経費のうち10万円を超える金額（上限30万円、1年度あたり1回まで）

【申請方法】

必要書類を福祉課窓口へ提出

06 防災・防犯・交通安全

家具転倒防止器具設置助成金

(総務課：役場 2 階/TEL:75-1221)

【概要】

居住する住宅の家具等の転倒防止措置を講じた方（世帯主）に対して助成金を交付します。



町HP

【対象者】

- 65 歳以上の方のみで構成する世帯
- 要介護認定または要支援認定を受けた方を含む世帯
- 身体障害者手帳の交付を受けた方を含む世帯
- 療育手帳の交付を受けた方を含む世帯
- 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方を含む世帯

【申請用件】

埼玉県家具固定サポーター登録名簿に掲載された小鹿野町内の事業者による施工

【対象経費・補助額】

- 家具等の転倒防止に要した費用の全額：上限 1 万円（1 世帯につき 1 回限り）

【申請方法】

総務課窓口または電子申請

防災行政無線戸別受信機の無償貸与

(総務課：役場 2 階/TEL:75-1221)

【概要】

防災行政無線戸別受信機（防災ラジオ）を無償貸与します。



町HP

【対象者】

- 町に住民登録のある世帯の住居
- 町内の公共施設
- 町内に住所を有する事業所又は施設のうち、申請のあった事業所または施設

【貸与方法】

総務課窓口へお越しください

【注意事項】

貸与先が事業所や施設等に該当する場合は申請書の提出が必要です。

自主防災・防犯組織結成補助金

(総務課：役場 2 階/TEL:75-1221)

【概要】

自主防災組織の結成時における体制整備を対象とし、設立に必要な資機材及び物品の購入等を主として補助金を交付します。

【対象者】

自主防災組織

【対象経費】

自主防災組織の結成時における体制整備を対象とし、設立に必要な資機材及び物品の購入等に係る経費

【補助額】

4 月 1 日現在の構成世帯数×200 円+20,000 円

【申請方法】

総務課窓口または電子申請

【注意事項】

補助金は、結成当初 1 回限りの交付とし、組織の合併等に伴う組織体制の変更は対象としません。

自主防災・防犯組織活動資機材等整備補助金

(総務課：役場 2 階/TEL:75-1221)

【概要】

自主防災・防犯組織が活動を行う上で必要な資機材等の整備等に対して補助金を交付します。

【対象者】

自主防災組織

【対象経費】

- 簡易備蓄倉庫
- 防災・防犯資機材（ハンドマイク、ライト、投光器、消火器、担架、ポール、手袋 など）

【補助額】

- 簡易備蓄倉庫：対象経費 2 分の 1（上限 15 万円）
- 防災・防犯資機材：対象経費の 3 分の 2（上限 8 万円）

【申請方法】

必要書類を総務課窓口へ提出

【注意事項】

- 補助金は、1 年度内 1 組織につき 1 回限りとします。
- 自主防災・防犯組織結成補助金との同一年度内の交付は行いません。

自主防災・防犯組織防災訓練実施補助金

(総務課：役場 2 階/TEL:75-1221)

【概要】

自主防災・防犯組織が自主的に行う防災訓練について補助金を交付します。

【対象者】

自主防災組織

【対象経費】

自主防災組織が実施する訓練にかかる費用

※2 つ以上の個別訓練の実施が必要

【補助額】

4 月 1 日現在の組織構成世帯数×50 円+10,000 円

【申請方法】

必要書類を総務課窓口へ提出

【注意事項】

補助金は、毎年度 1 回限りとします。また、自主防災・防犯組織結成補助金との同一年度内の交付は行いません。

消防団員準中型等自動車運転免許取得費補助金

(総務課：役場 2 階/TEL:75-1221)

【概要】

準中型等免許を取得する消防団員に対し補助金を交付します。

【対象者】

以下の全てを満たす消防団員

- 普通免許のみで、配備車両を運転できない方
- 分団長の推薦がある方
- 取得後、10 年以上消防団員として活動を誓約できる方

【対象経費】

準中型等免許を取得するための教習所での免許取得にかかる以下の費用

- 入所費用
- 規定時間内の教習費用
- 初回（1 回目）の検定費用 ※補習や再検定の費用は対象外です。

【補助額】

経費 2 分の 1 以内（上限 10 万円） ※1,000 円未満切り捨て

【申請方法】

必要書類を総務課窓口へ提出

防犯カメラ設置費補助金

(住民生活課：役場 1 階/TEL：75-1418)

【概要】

自宅等に防犯カメラを設置する者に設置に係る経費の一部を補助します。



町HP

【対象者】

住宅の所有者または所有者の同意を得ている方

【対象経費】

■防犯カメラの購入費

■防犯カメラ設置に係る工事費及び表示に係る費用

※小鹿野町内の店舗（業者）から購入・設置したものに限りです。

【補助額】

対象経費の 2 分の 1（上限 3 万円）

【申請方法】

着工前に必要書類を住民生活課窓口へ提出

自転車ヘルメット着用促進補助金

(住民生活課：役場 1 階/TEL：75-1418)

【概要】

自転車乗車用ヘルメットの購入費用の一部を補助します。



町HP

【対象となるヘルメット】

以下のすべてを満たすもの

■新品であること

■申請者本人、または同居のご家族が使用すること

■安全基準の認証（SG、JCF、CE、GS、CPSC のいずれか）を受けたマークがついていること

【補助額】

上限 2,000 円（※1 人につき 1 個まで）

【申請方法】

対象ヘルメットを購入後、必要書類を住民生活課窓口へ提出

07 地域・コミュニティ・交通

地域集会所改修事業費助成交付金

(総務課：役場 2 階/TEL:75-1221)

【概要】

地域の交流拠点となる地域集会所を改修する自治会等に対し、改修費用の助成および原材料の支給を行います。

【対象者】

行政区長

【対象経費】

集会施設の構造部・外構の改修、空調設備の設置・改修、合併浄化槽の設置（給排水設備含む）にかかる経費

【補助額】

事業費の 2 分の 1 以内(上限 50 万円)

※主要構造部以外の部分及び外構部分の改修については、上限 10 万円として、原材料を支給します。

【申請方法】

行政区長による総務課窓口での申請

【注意事項】

事業を実施した地域集会所は、以後 5 年間は事業の対象になりません。

※空調設備の設置については、事業実施後 5 年未満であっても事業を実施することができます。

地域集会所整備事業補助金

(総務課：役場 2 階/TEL:75-1221)

【概要】

地域の交流の場となる地域集会所を新築・改築する自治会等の団体へ、費用の一部を補助します。

【対象者】

行政区長

【申請要件】

- 受益者戸数が原則として 30 戸以上であること。
- 事業に要する経費が 50 万円以上であること。
- 事業実施面積が 40 m²以上であること。(※新築のみ)

【対象経費】

事業の実施に直接かかる経費（※家具・備品代、設計管理料、一般事務費などは対象外です。）

【補助額】

■新築：補助率：2 分の 1（上限 500 万円） ■改築：補助率：2 分の 1（上限 300 万円）
※町有施設廃止に伴う新築の場合は、上限 1,000 万円（全額補助）

【申請方法】

行政区長による総務課窓口での申請

にぎわい創出補助金

(総合政策課：役場 2 階/TEL:75-1238)

【概要】

町内のにぎわい創出を目的として新規の商業観光イベントを開催する事業に対し、補助金を交付します。

【対象者】

小鹿野町内に住民登録がある方、または町内に事業所がある方が、3名以上所属している団体

【対象経費】

補助対象事業の実施に要する経費

【補助額】

上限3万円

【申請方法】

イベントを実施する日の1月前までに、必要書類を総合政策課窓口へ提出

地域情報化推進団体支援事業補助金

(行政デジタル改革課：役場 2 階/TEL:75-4197)

【概要】

地域の情報化を推進する地域団体に対し、その事業（活動）にかかる経費の一部を補助します。

【対象者】

地域の情報化推進を目的に活動し、以下のすべてを満たす団体（法人等）

- 町内に拠点があること
- その拠点で、情報利活用に関する相談等の窓口を週4日以上開設していること
- 定款や規約等により、組織の運営ルールが確立されていること

【対象事業と補助額】

地域住民・事業者向けに実施する以下の事業にかかる経費の全額（実費）を補助します。

- 講習会・ワークショップ等の開催：1回につき上限3万円
- イベントの開催：1回につき上限8万円

【申請方法】

必要書類を行政デジタル改革課窓口へ提出

辺地共聴施設維持管理費補助金

(行政デジタル改革課：役場 2 階/TEL:75-4197)

【概要】

テレビの電波が届きにくい地域の辺地共聴施設（共同受信施設）の維持管理費用を補助します。



町HP

【対象者】

町内で共聴施設を管理し、組合員から維持管理費を集めている組合

【対象経費】

- 電柱等の共架料（4月～翌年3月分）
- ケーブル等の移設工事にかかる費用

【補助額】

- 電柱等共架料：総額 ※1万円未満は切り捨て
- ケーブル等移設費：電柱1本につき上限5万円

【申請方法】

- 電柱等共架料：その年度の3月31日までに、必要書類を行政デジタル改革課窓口へ提出
- ケーブル等移設費：着工前に必要書類を行政デジタル改革課窓口へ提出

秩父地域運転免許証返納者公共交通利用券

(総合政策課：役場 2 階/TEL:75-1238)

【概要】

運転免許証を自主返納した方に対し、公共交通利用券を交付します。

【対象者】

町に住民登録のある運転免許自主返納者

【交付内容】

100円券×60枚つづり（1人1回限り）

【申請方法】

必要書類を総合政策課窓口へ提出

【注意事項】

- 利用券は本人のみ使用できます。
- 利用券に記載された有効期限内にご利用できます。
- 秩父地域外へ転出した場合及び運転免許証を再取得した場合等は、利用券を返還していただきます。

高齢者等バス優待乗車券事業

(総合政策課：役場 2 階/TEL:75-1238)

【概要】

高齢者・障害のある方の移動支援として、対象路線の運賃を優待します。

【対象路線】

町営バス、西武観光バス（志賀坂線・倉尾線）、乗合タクシー

【対象者・補助額】

- 77 歳以上の町民：対象全路線が無料
- 障害者手帳等をお持ちの方：町営バス・乗合タクシーは無料、西武観光バスは半額

【申請方法】

- 77 歳以上の町民：必要書類を総合政策課窓口へ提出
- 障害者手帳等をお持ちの方：申請不要です。

【注意事項】

- 降車時に優待券または手帳を提示してください。(本人限定)
- 手帳所持者の介助者は原則 1 名無料です。
- 転出時等は優待券を返還してください。

選挙時における移動支援

(総務課：役場 2 階/TEL 75-1221)

【概要】

投票所への自力による移動が困難な選挙人に対し、期日前投票期間において、自宅と期日前投票所間を利用できるタクシー券を発行します。



町HP

【対象者】

小鹿野町の選挙人名簿に登録があり、町内に居住しており、次のいずれかに該当する方。

- 要介護認定を受けている方（要介護 1～4 の方）
- 身体に障害がある方（身体障害者手帳 1 級～4 級をお持ちの方）
- 自力での移動が困難な方（投票所まで行くための交通手段や、ご家族等の送迎を受けられない方）

【補助額】

自宅から期日前投票所間のタクシー料金

【申請方法】

必要書類を総務課窓口へ提出（随時受付中・郵送受付可）

08 商工業・観光・就労支援

物価高騰対応水道多量使用事業者補助金

(商工観光課：役場1階/TEL:75-5060)

【概要】

年間水道使用量が1,000 m³を超えた分を一部助成します。

【対象者】

町内に事業所があり、年間に多量の水道を使用する法人・個人事業主

【補助額】

事業用（製造過程等）の水道使用量が、

年間1,000 m³を超えた分について1 m³あたり15円を補助。

(※営業期間が1年未満の場合は、2か月あたり166 m³を超えた分が対象)

【申請方法】

対象者へ申請書を送付します。必要事項を記入のうえ、商工観光課窓口へ提出してください。

店舗・住宅リフォーム助成金

(商工観光課：役場1階/TEL:75-5060)

【概要】

店舗、住宅、または併用住宅のリフォームを行う場合、その費用の一部を補助します。



町HP

【対象者】

小鹿野町にお住まいの世帯主の方、または法人

【対象工事】

町内業者（小規模事業者登録者等）が施工する、費用20万円以上の工事（※申請時に未着工のもの）

■店舗：自身で経営、または貸し出す物件（※賃借物件は自身で経営するもの）

■住宅：自身で居住する物件（※賃借物件は所有者の承諾が必要）

【助成額】

■店舗：経費の10分の1（上限20万円）

■住宅：経費の10分の1（上限10万円）

■併用住宅：店舗分と住宅分の合算額（上限30万円）

※1,000円未満切り捨て

【申請方法】

着工前に必要書類を商工観光課窓口へ提出

経営革新計画承認企業奨励金

(商工観光課：役場1階/TEL:75-5060)

【概要】

経営革新計画の承認を取得した企業に対し、奨励金を交付します

【対象事業者】

町内に事業所（店舗や事務所など）がある、

中小企業者（※）またはそれに準ずる団体

※「中小企業者」とは？

業種ごとに定められた「資本金の額（出資の総額）」

または「常時使用する従業員数」のいずれか一方の基準を満たす、

会社および個人事業主を指します。

【補助額】

5万円（1事業所につき1回が限度）

【申請方法】

計画の承認を取得した日の翌年度の末日（3月31日）までに、必要書類を商工観光課窓口へ提出

中小企業資金借入利子補給

(商工観光課：役場1階/TEL:75-5060)

【概要】

株式会社日本政策金融公庫での借入れ際に利子補給を行います。

【対象者】

町内に住所または事業所があり、西秩父商工会を通じて

「日本政策金融公庫（国民生活事業）」の融資を受けた方

【補助額】

年間に支払った利子の15%以内

※複数の借り入れがある場合は、合算した金額が対象です。

【上限額】

10万円（1世帯または1事業者あたり）

【申請方法】

西秩父商工会へ申請

物価高騰対策緊急経営資金利子補給補助金

(商工観光課：役場 1 階/TEL:75-5060)

【概要】

事業の運転・創業・設備導入に必要な借入金の
利子の一部を補給します。



町HP

【対象者】

町内に事業拠点（店舗・工場・農地など）がある中小企業者、
農業者、起業・就農予定の方

【補給利率】

- 通常：融資実行時の長期プライムレートから 1%を引いた利率
- 長期プライムレートが 2%未満の場合：その利率の半分

【申請方法】

対象の金融機関へ申請

※同時に複数の金融機関への申請はできません。

創業支援利子補給補助金

(商工観光課：役場 1 階/TEL:75-5060)

【概要】

町内で創業する方の負担を減らし経営を安定させるため、
創業資金の借入利子を補助します。

【対象者】

以下の条件をすべて満たす方

- これから新しく創業する方、または創業から 2 年未満の方
- 法人の場合：町内に本店、または主な事業所を置く方
- 個人の場合：町内にお住まいで、かつ町内に主な事業所を置く方

【対象となる借り入れ（資金）】

創業のために金融機関から借り入れた資金

※補助の計算対象となる借入額は、500 万円を上限とします。

【補助額】

支払い利子に相当する額（上限 10 万円）

【申請方法】

必要書類を商工観光課窓口へ提出

リノベーション創業支援事業補助金

(商工観光課：役場 1 階/TEL:75-5060)

【概要】

町内の既存の建物を改装・改修して、新しく事業を始める方へ費用の一部を補助します。



町HP

【対象者】

以下の条件をすべて満たす方を対象に補助します。

- 町内で新しく事業を始める方
- 特定創業支援等事業による支援を受けた方
- 事業開始後、2年以上継続して事業を行う見込みがある方

【対象経費】

リノベーション工事施工費

【補助額】

経費の3分の1(上限30万円)

【申請方法】

着工前に必要書類を商工観光課窓口へ提出

新規学卒者等就職奨励金

(商工観光課：役場 1 階/TEL:75-5060)

【概要】

新規学卒者又は若年移住者が町内企業等に就職した場合に、本人に奨励金を交付します。



町HP

【補助額】

該当する条件に応じて、最大2年間にわたり毎月以下の金額を補助します。

- 新規学卒者(新卒の方)：町内企業 月額2万円/町外企業 月額1万円
- 若年移住者：町内企業 月額1万円/町外企業 月額5,000円

【申請条件と期限】

- 就職(雇入れ)から6か月を超えて働き続けていること
- 新規学卒者(新卒の方)は、卒業から1年以内に申請すること

【申請方法】

必要書類を商工観光課窓口へ提出

【注意事項】

交付決定の日から3年以内に町外へ転出された場合は、補助した奨励金の全部、または一部を返還していただく場合があります。

中小企業等奨学金返還支援補助金

(商工観光課：役場 1 階/TEL:75-5060)

【概要】

町内の中小企業が、従業員の奨学金返還をサポートするために
手当などを支給した場合、その費用の一部を町が補助します。



町HP

【対象企業】

町内にあり、埼玉県中小企業等人材確保奨学金返還支援事業補助金の
交付決定を受けた事業者

【補助額】

- 通常企業：補助率 2 分の 1 (上限 9 万円/人)
- 埼玉県多様な働き方実践企業：補助率 3 分の 2 (上限 12 万円/人)

【申請方法】

必要書類を商工観光課窓口へ提出

観光振興団体事業補助金

(商工観光課：役場 1 階/TEL:75-5060)

【概要】

本町の観光振興を推進するため、
町内の観光振興団体が実施する事業経費を補助します。

【対象団体】

町の観光まちづくりや観光振興を目的とし、以下の条件を満たす団体

- 町内で活動していること
- おおむね 5 名以上で構成されていること

【対象経費】

事業の実施に直接必要な、以下の経費が対象となります。

- 人件費・謝金等
- 物品・材料費等
- 事業の運営経費

【補助率・上限額】

交付期間に応じて、以下のとおり補助します。

- 1～5 年目まで：対象経費の 70% (上限 100 万円)
- 6 年目以降：対象経費の 50% (上限 50 万円)

【申請方法】

必要書類を商工観光課窓口へ提出

09 農林業・鳥獣対策

農業経営継続生産者臨時支援金

(農林振興課：役場1階/TEL:75-5061)

【概要】

原材料やエネルギー価格の高騰に直面する

農業者の経営を支援するため、生産コストの一部を補助します。



町HP

【対象者】

今後も出荷販売のための農業経営を継続する意思があり、かつ以下のいずれかに該当する方

■個人：令和7年分の税務申告において農業収入が10万円以上ある方

■法人：町内に事業所を置く農業法人であり、直近の決算の売上が10万円以上ある方

【支援額】

農業収入額（法人の場合は直近決算の売上額）に応じて、以下の額を交付します。

■10万円以上 100万円未満：3万円

■100万円以上 300万円未満：6万円

■300万円以上 500万円未満：8万円

■500万円以上 1,000万円未満：10万円

■1,000万円以上：15万円

【申請方法】

農林振興課窓口または電子申請

農業近代化施設資金借入利子補給制度

(農林振興課：役場1階/TEL:75-5061)

【概要】

農業経営の近代化を促進するため、

農業近代化資金の借入に対する利子補給を行います。

【対象者】

以下のいずれかに該当する方

■農業（畜産・養蚕を含む）を営む個人の方

■農業協同組合

■農業法人、または町が認める農業者の団体

【対象経費】

農業近代化資金の借入にあたり、金融機関へ支払う約定利息

【補助額】

約定利子の範囲内

【申請方法】

取扱金融機関へ申請

新規就農者等支援補助金

(農林振興課：役場 1 階/TEL:75-5061)

【概要】

町の農業振興を目的とし、農協や直売所等へ出荷するために営農している方に対し、補助金を交付します。

【対象者】

- 新規就農者、農業者の方
- 今後 10 年以上、農業を継続する意欲のある方
- 農協や直売所等へ定期出荷している方

【対象経費】

- 施設：農業用ハウス、作業場等の取得や改良
- 機材：加温機防霜ファンの取得
- 最新機器：農業用ドローン、自動走行農機等の取得
- 機械：トラクター、管理機等（付属品含む）の取得

【補助率・上限額】

- 新規就農者：必要経費の 2 分の 1（上限 200 万円）
- 農業者：必要経費の 3 分の 1（上限 100 万円）

【申請方法】

必要書類を農林振興課窓口へ提出

酒造好適米生産支援補助金

(農林振興課：役場 1 階/TEL:75-5061)

【概要】

町の特産品開発を目的として、酒造好適米を生産・販売する農業者に対し、その取り組みにかかる経費の一部を補助します。

【対象となる要件】

町内で酒米の生産・販売を行い、町内に住民登録がある、または事業所を有する個人・法人

【補助額】

酒造好適米の生産面積 1 アールあたり 4,000 円

【申請方法】

必要書類を農林振興課窓口へ提出

遊休農地等活用事業補助金

(農林振興課：役場 1 階/TEL:75-5061)

【概要】

遊休農地（耕作放棄地など）の再生や有効活用に取り組むためにかかる経費の一部を補助します。



町HP

【対象者】

町内に住所または事業所があり、今後 3 年以上継続して農作物を作る意思のある個人・法人

【対象経費】

- 農作物の栽培に必要な経費（苗木、種苗、肥料代など）
 - 農地再生のための作業経費（機械の借上料、委託料、燃料費など）
- ※雑木の伐採、抜根、耕起などに伴うもの

【補助内容】

対象経費の 10 分の 8（上限 15 万円）※1,000 円未満切り捨て

【申請方法】

必要書類を農林振興課窓口へ提出

森林整備事業補助金

(農林振興課：役場 1 階/TEL:75-5061)

【概要】

森林の混交林造成、荒廃林再生、危険木伐採にかかる費用を補助します。



町HP

【対象者】

森林所有者又は森林所有者から委託を受けた方

【対象となる森林】

- 0.1ha 以上の森林（過去 5 年以内に整備未実施の場所）
- ※合角ダム上流保安林は対象外です。また、危険木等伐採事業のみ全森林が対象となります。

【補助額】

標準単価×事業量と実経費の低い方を補助します。

- 混交林造成・荒廃林再生：県「水源地域の森づくり事業」単価に準拠
- 森林遊歩道：800 円/m
- 危険木伐採：幹周 20-30cm：2,200 円、幹周 30-60cm：8,400 円、
幹周 60-90cm：20,900 円、幹周 90cm 以上：39,700 円

【申請方法】

事業着手前に必要書類を農林振興課窓口へ提出

森林レクリエーション事業補助金

(農林振興課：役場 1 階/TEL:75-5061)

【概要】

豊かな森林資源を活用したイベント等の開催を支援し、
交流人口の拡大と地域活性化を図るため補助金を交付します。



町HP

【対象者】

町内で森林活用事業を実施する団体または事業者

【対象事業】

以下のすべてを満たす、営利を目的としないイベント。

■町内での森林散策や木工体験等 ■不特定多数を対象とした交流人口拡大に資する事業

【対象経費】

需用費、役務費、委託料、原材料費、謝礼及び旅費、使用料及び賃借料、借上料

【補助金額】

1 度の申請に上限 10 万円（同一団体における補助金の交付は 4 回を上限とします。）

【申請方法】

事業着手前に必要書類を農林振興課窓口へ提出

有害鳥獣防護柵等設置費補助金

(農林振興課：役場 1 階/TEL:75-5061)

【概要】

農作物を鳥獣被害から守るための防護柵の設置費用を補助します。



町HP

【対象者】

町内に住所があり、自ら農業を営んでいる方で、次のいずれかに該当する方

■個人の方：世帯主 ■団体の方：農業を行っている団体の代表者

※農作物を鳥獣被害から守るため、町内の農地に防護柵等を設置する方が対象です。

【対象経費】

町内の農地に設置する防護柵等の材料費（個人・共同設置ともに可）

※人件費・ハンマー・検電器等工具・防獣アラーム・防獣ライト・中古品は対象外です。

※同じ防護柵に対する補助は、設置した年度の翌々年度まで行えません。

【補助額】

材料費の 8 割（上限 10 万円） ※100 円未満切り捨て

【申請方法】

必要書類を農林振興課窓口へ提出

【概要】

狩猟免許の取得に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付します。



町HP

【対象者】

■新たに以下のいずれかの狩猟免許を取得する方

・第1種銃猟免許 ・第2種銃猟免許 ・わな猟免許

■取得後、小鹿野町が実施する有害鳥獣捕獲事業に従事する意思がある方

【対象経費・補助額】

狩猟免許の取得や銃砲所持許可等に係る以下の費用を全額補助 ※100円未満切り捨て

■試験受験料・受講料 ■申請手数料 ■診断書作成費用

【申請方法】

必要書類を農林振興課窓口へ提出

【注意事項】

補助金の申請にあたっては、町の有害鳥獣捕獲事業への従事意思を確認するため、関係団体へ照会を行う場合があります。

10 生活道・インフラ

道路除雪作業補助金

(建設課：役場 2 階/TEL:75-5062)

【概要】

降雪時、行政区が実施する建設機械等を用いた自主的な除雪作業に対し、燃料費相当額を補助します。



町HP

【対象者】

行政区長

【対象事業】

行政区が、積雪 20cm 以上（予想を含む）の降雪時に、建設機械等を用いて行う道路（私道は 3 世帯以上が使用するものに限る）の除雪

【補助金額】

- 半日(4 時間以内)：実績額（上限 5,000 円）
 - 1 日(4 時間を超え 8 時間以内)：実績額（上限 1 万円）
- ※1 回の降雪に対して 1 回の補助

【申請方法】

必要書類を建設課窓口へ提出

【注意事項】

作業中の事故（人身・物損）についての責任は、行政区が負うものとします。

生活道整備事業補助金

(建設課：役場 2 階/TEL:75-5062)

【概要】

日常生活の利便性を高めるため、生活道の整備費用の一部を補助します。



町HP

【対象者】

生活道を利用する方で、その生活道の整備を行う方

【対象となる生活道】

- 利用する住居が 2 戸以上あること
- 幅員が 1.8m 以上あること
- 公道や農林道に両端または片側が接続していること（※片側接続の場合は、長さが 10m 以上）
- 道路ができてから 5 年以上経過していること

【対象経費】

- 舗装工事
- 側溝工事
- 安全対策などのための工事

【補助額】

補助対象経費の 2 分の 1 以内（上限 100 万円、1 生活道につき 1 回限り）※1,000 円未満切り捨て

【申請方法】

必要書類を建設課窓口へ提出



発行日:令和8年6月
発行:小鹿野町役場 総合政策課

〒368-0192 小鹿野町小鹿野89番地